

デジタルプラットフォーム取引透明化法と その運用について

2022年2月4日

経済産業省 商務情報政策局 情報経済課 デジタル取引環境整備室

室長　　日置 純子
法令専門官　角田 美咲

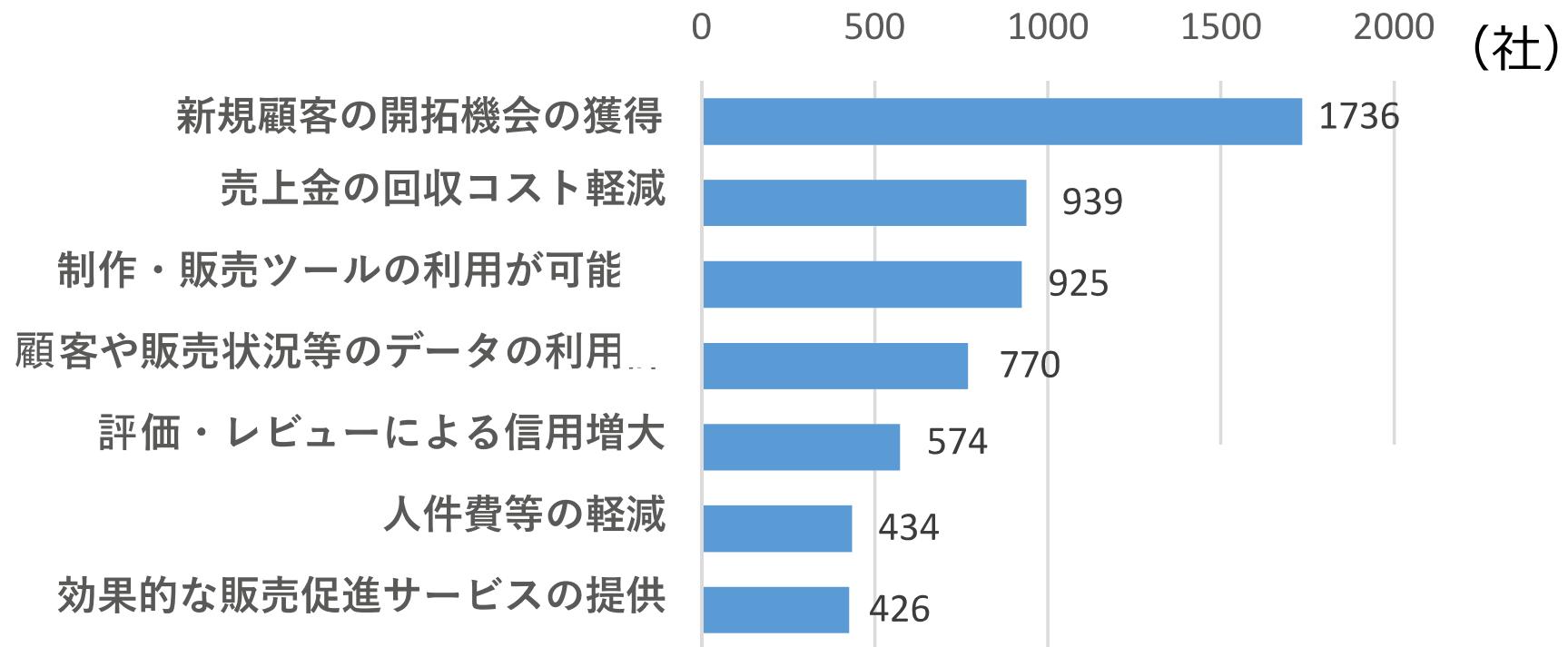
1. 透明化法の概要

2. 透明化法の運用状況

デジタルプラットフォームを利用する事業者の声①

- デジタルプラットフォームは、中小企業・ベンチャー等にとって、市場へのアクセスの可能性を飛躍的に高める。
- メリットを指摘する声も多い。

【デジタルプラットフォームを利用するメリット】



出所：経済産業省 取引先事業者向けアンケート調査（2018年10月実施）

【参考】デジタルプラットフォームの活用事例（2021年版中小企業白書）

【事例8】有限会社砂原石材（岐阜県飛騨市）

骨材・石工品等製造業（従業員9名、資本金500万円）

巣籠もり需要に着目し、事業者向け製品を改善し家庭用販売に進出した企業

▶本業の墓石関連を中心に石材の加工を手掛け、焼き肉用調理器具「飛騨溶岩プレート」の開発など多角化を進めていた。感染症流行により、売上げが落ち込む中、巣籠もり需要に着目し、それまで飲食店向けに販売していた焼肉用調理器具を、家庭向けの製品として新たに開発した。



家庭用「飛騨溶岩プレート」

▶全ての製品を従業員が一人で加工できるよう教育し、注文に素早く対応できる体制を構築し、自社ECサイトに加え、ECモールにも出店した。楽天市場では2020年5月に月間600枚の販売を記録し、丁寧な対応が評価され月間優良店舗にも選出された。

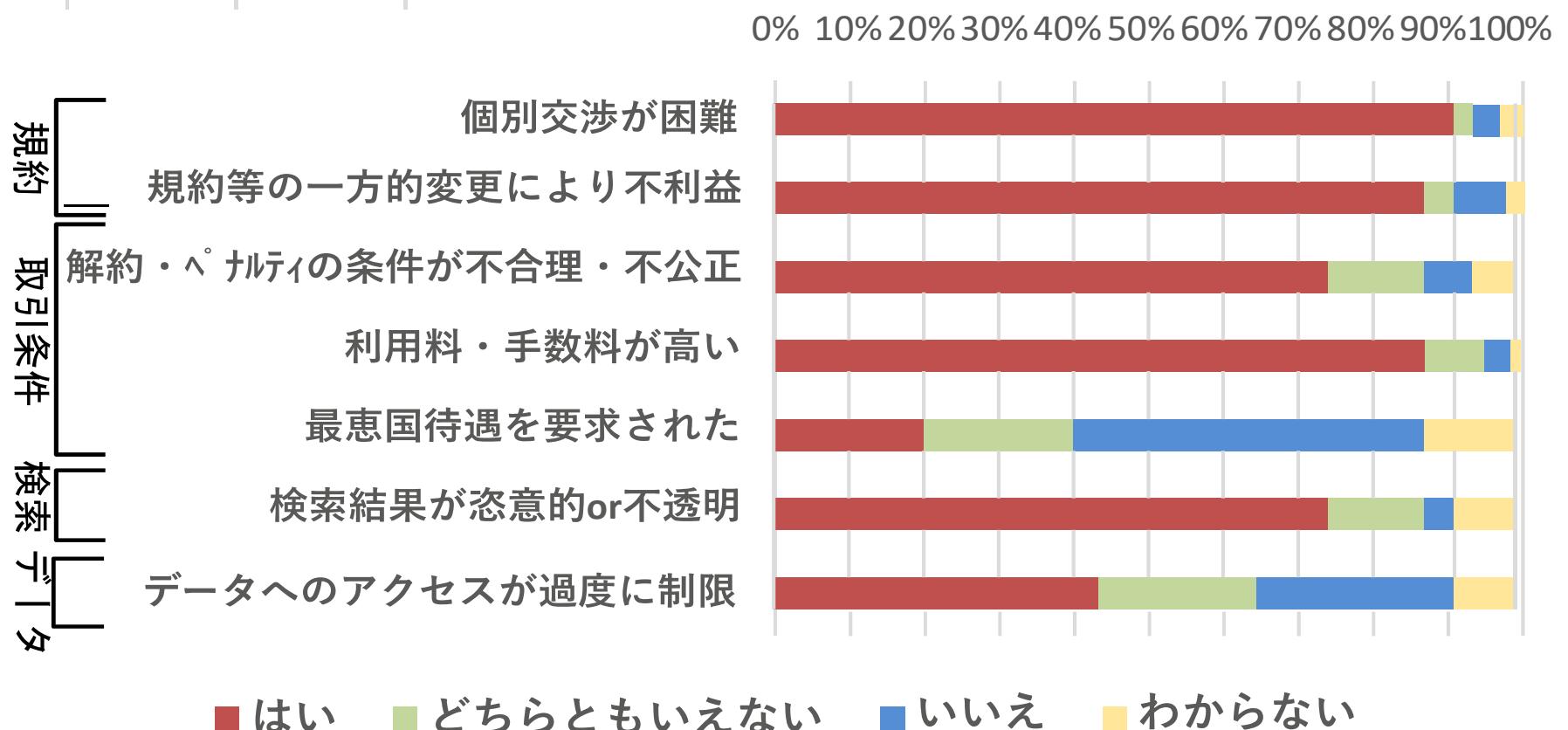


手作業による加工の様子

デジタルプラットフォームを利用する事業者の声②

- 他方、問題点として、個別交渉が困難である、規約等の一方的変更により不利益を被る、といった声も多い。
- 取引するデジタルプラットフォームを切り替えることが困難との声も7割と高い。

【デジタルプラットフォームの問題点】



出所：経済産業省 取引先事業者向けアンケート調査（2018年10月実施）

透明化法の制定に至るまで

透明化法＝「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」

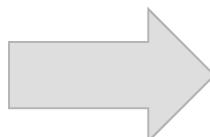
2018年6月 「未来投資戦略2018」閣議決定
“プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備”

2018年7月 経済産業省・公正取引委員会・総務省
「デジタルプラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会」設置
→ 12月 ルール整備の基本原則を策定
→ 2月 デジタル市場のルール整備に関する総理指示@未来投資会議
→ 5月 「ルール整備の在り方に関するオプション」公表

2019年6月 「成長戦略実行計画」閣議決定
“デジタル市場に関する専門組織の創設”
“デジタルプラットフォーム取引透明化法案の国会提出を含む各種ルール整備”

2019年9月 「デジタル市場競争本部」設置（内閣官房が事務局）

2019年10月 公正取引委員会 「デジタル・プラットフォーマーの取引慣行等に関する実態調査(オンラインモール・アピリストア)」を公表



2020年(令和2年) 通常国会 透明化法成立

透明化法の概要：規制の対象

物販総合オンラインモール

※指定基準：国内流通総額（昨年度）3,000億円以上

- ・アマゾンジャパン合同会社
(Amazon.co.jp)
- ・楽天グループ株式会社
(楽天市場)
- ・ヤフー株式会社
(Yahoo!ショッピング)

アプリストア

※指定基準：国内流通総額（昨年度）2,000億円以上

- ・Apple Inc.及びiTunes株式会社
(App Store)
- ・Google LLC
(Google Playストア)

- ✓ 対象となる事業分野と規模は、政令で規定
- ✓ 対象となる事業者は、経済産業大臣が指定
(物販総合オンラインモール及びアプリストアについては、2021年4月1日に指定)
- ✓ デジタル広告を対象に追加すべく、制度整備に向けて検討中

透明化法の概要：規制の概要①

1

取引条件等の情報の開示・通知義務

- 利用事業者の理解を得られるよう、以下のような取引条件について、
**明確かつ平易な表現で、
いつでも容易に見ることができるように開示。**

※ 外国語で作成されている場合は、**日本語翻訳を付す。**

- ✓ **取引拒絶（出店停止やアカウント削除等）の判断基準**
- ✓ **他のサービスの利用等を有償で要請する場合の内容・理由**
- ✓ **返品・返金を利用事業者負担で求める場合の内容・条件**
- ✓ **売上金の支払いを留保する場合の内容・条件**

- ✓ **検索・表示順位（ランキング等）を決定する主要な事項**
- ✓ **利用者の取引データ等を取得・使用する場合の内容・条件**

- ✓ **自社や関連会社と異なる取扱いを行う場合の内容・理由**

透明化法の概要：規制の概要②

1 取引条件等の情報の開示・通知義務（つづき）

- 下記のような行為を行うにあたっては、**明確かつ平易な表現**で、その内容と理由を通知。
※ 外国語で通知する場合は、**求めに応じて日本語訳を遅滞なく通知。**
 - ✓ アプリ審査のリジェクトなど、**取引の一部を拒絶**する場合
 - ✓ **取引条件にはない作業要請・破損対応などを求める**場合
 - ✓ 売上金の**支払いを留保**する場合
- 下記のような行為を行うにあたっては、**時間的余裕をもって事前に、明確かつ平易な表現**で、その内容と理由を通知。
※ 外国語で通知する場合は、**求めに応じて日本語訳を遅滞なく通知。**
 - ✓ **取引条件を変更**する場合 →当該変更により**作業や調整に必要となる合理的な期間**より前に通知 ※作業等が生じない場合は15日より前。
 - ✓ **アカウント停止などの全部拒絶**を行う場合 →30日より前に通知
- 上記行為時の**理由通知**や**事前通知**には一定の例外あり。
(理由通知が他の正当な利益を害する場合、違法行為への対応やセキュリティ確保のために速やかに実施する必要がある場合など)

透明化法の概要：規制の概要③

2 自主的な手続き・体制整備義務

- 苦情・紛争処理のための体制整備
 - 取引の公正さを確保するための業務プロセスや体制整備 等
- ※ 経済産業大臣が定める指針を踏まえ、デジタルプラットフォーム事業者自らが主体的かつ継続的に創意と工夫を凝らして、自主的かつ積極的に取り組んでいくことが必要。

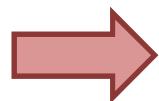
3 報告書の提出/モニタリング・レビューを踏まえた自主改善

- 自社の取組状況等について、毎年度、自己評価を付した報告書を経済産業大臣に提出
⇒ 経済産業大臣は、関係者の意見を聞きつつ、運営状況を評価（モニタリング・レビュー）
- 評価結果を踏まえ、透明性・公正性の向上に努める

独禁法と透明化法の関係

- 透明化法は、取引条件の変更時の事前通知や、苦情処理等の体制整備を要請することで、**独禁法違反行為の未然抑止**を図るもの（独禁法の補完法）
- 透明化法には、**公取委への措置請求**にかかる規定も盛り込まれている。
 - ✓ 独占禁止法違反のおそれがあると認められる事案を把握した場合、経産大臣は公取委に対し、同法に基づく対処を要請

公正な競争を阻害する行為



独占禁止法による個々の違法事案の是正



両者あいまって公正かつ
自由な競争を促進

規約の一方的変更・
取引拒絶の理由等、
取引の透明性が低い



デジタルプラットフォーム取引透明化法

- ・ 取引の透明性を高める
- ・ デジタルプラットフォーム事業者と利用事業者との相互理解を促進する

“公正かつ自由な競争の土台”

利用事業者の合理的な要請に
対応する体制・手續が不十分

1. 透明化法の概要

2. 透明化法の運用状況

透明化法運用の全体像

相談窓口の運営

関係者との
コミュニケーション

市場調査

モニタリング・レビュー

透明化違反に対する
勧告・命令

公正取引委員会への
措置請求

透明化法の運用状況：相談窓口の運営①

デジタルプラットフォーム取引相談窓口

①オンラインモール利用事業者向け窓口

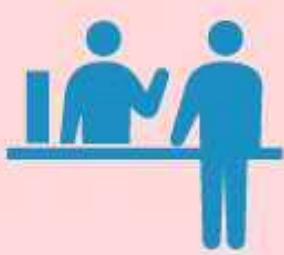
委託先：
公益社団法人 日本通信販売協会(JADMA)

②アプロリストア利用事業者向け窓口

委託先：
公益社団法人 モバイル・コンテンツ・フォーラム(MCF)

③デジタルプラットフォームに関する取引 実態や利用状況についての相談・情報 提供窓口

経済産業省webフォーム



【相談窓口の役割】※経済産業省も関与

相談者の問題解決に向けた支援

✓ 個別事案へのアドバイス

- * 利用規約等の解説、過去事例も踏まえた対応アドバイス
- * デジタルプラットフォーム事業者との相互理解促進 等

✓ 弁護士の情報提供・費用補助

- ✓ 利用事業者向けセミナー等の実施
- ✓ 共通課題を抽出し、解決に向けて検討
(事業者ヒアリングによる実態把握) など

【経済産業省の役割】

利用者事業者が抱える取引上の課題の把握

→ モニタリング・レビューへの活用

→ 省令・指針等の見直し

透明化法違反等の確認

- ✓ 透明化法違反が行われていないか確認

- ✓ 独禁法上の不公正な取引方法にあたる可能性を検討

経済産業省ホームページ「デジタルプラットフォームを利用する事業者の方」に各窓口へのアクセス方法等が記載されている。

(https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/digitalplatform/business.html)

透明化法の運用状況：相談窓口の運営②

- 令和3年度上期（令和3年4月1日から同年9月30日まで）にデジタルプラットフォーム取引相談窓口に寄せられた**情報提供件数**は（注1）、**1,601件**
(注1) 情報提供件数は、各窓口において情報の内容に応じてカウントされた件数であり、ポジティブな内容やネガティブな内容等を含む。
- このうち、利用者から窓口に電話等により寄せられた相談・情報提供が245件、相談窓口が行ったヒアリング等により寄せられた情報提供が1,356件。
- 情報提供の内容別の内訳は、以下のとおり。 ※割合は、各窓口における情報提供件数に占める割合。

・オンラインモール利用事業者向け窓口

「取引の全部拒絶（アカウント削除等）に関する事項」	82件（17%）
「取引条件の変更に関する事項」	41件（9%）
「検索順位・ランキング等に関する事項」	39件（8%）

・アプリストア利用事業者向け窓口

「取引条件の変更に関する事項」	235件（21%）
「検索順位・ランキング等に関する事項」	218件（20%）
「取引の一部拒絶（出品禁止等（注2））に関する事項」	203件（19%）

（注2）アプリの公開前審査のリジェクト、アプリのストアからの削除など

※ なお、上記情報提供には苦情・紛争の処理体制・手続に関する指摘も含まれるところ、当該指摘に係る件数は392件（全窓口計）。

情報提供件数の内訳（内容別・窓口別）

令和3年度上期（令和3年4月1日から同年9月30日まで）

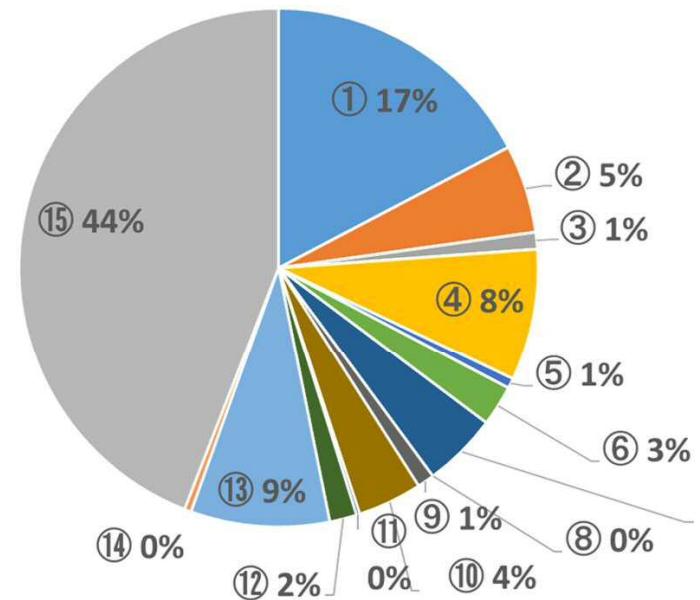
分類	オンラインモール 利用事業者向け 窓口	アフィリエイト利 用事業者向け 窓口	経済産業省 Webフォーム	合計
①取引の全部拒絶（アカウント削除等）に関する事項	82	10	9	101
②取引の一部拒絶（出品禁止等）に関する事項	26	203	3	232
③プラットフォーム事業者が提供する別の有料サービスの利用要請に関する事項	5	46	0	51
④検索順位・ランキング等に関する事項	39	218	0	257
⑤プラットフォーム事業者によるデータの利用に関する事項	3	30	1	34
⑥商品等提供利用者（利用事業者）によるデータの利用に関する事項	12	1	0	13
⑦商品等提供利用者（利用事業者）から苦情の申出又は協議の申入れをするための 方法に関する事項	22	97	0	119
⑧最惠国待遇の要請（※）の要請に関する事項 <small>※商品等提供利用者（利用事業者）に他の販売経路より有利な条件で販売されること</small>	0	4	0	4
⑨自己又は自己の関連会社と異なる取扱いに関する事項	5	15	1	21
⑩一般利用者（消費者）からの返品等に関する事項	19	24	0	43
⑪売上金の支払留保に関する事項	1	3	0	4
⑫取引条件によらない取引の実施要請に関する事項	8	9	1	18
⑬取引条件の変更に関する事項	41	235	1	277
⑭提供条件等の開示方法（明確、訳文、参照容易）に関する事項	2	88	0	90
⑮その他の事項	209	115	13	337
合計	474	1,098	29	1,601

注：情報提供件数は、各窓口において情報の内容に応じてカウントされた件数であり、ポジティブな内容やネガティブな内容等を含む。

情報提供件数の内容別割合

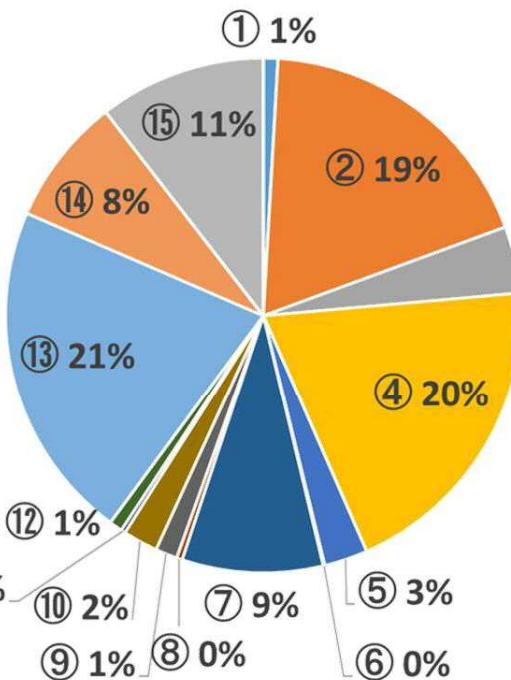
令和3年度上期（令和3年4月1日から同年9月30日まで）

オンラインモール
利用事業者向け窓口



n = 474

アプリストア
利用事業者向け窓口



n = 1,098

- ①取引の全部拒絶（アカウント削除等）に関する事項
- ②取引の一部拒絶（出品禁止等）に関する事項
- ③プラットフォーム事業者が提供する別の有料サービスの利用要請に関する事項
- ④検索順位・ランキング等に関する事項
- ⑤プラットフォーム事業者によるデータの利用に関する事項
- ⑥商品等提供利用者によるデータの利用に関する事項
- ⑦商品等提供利用者から苦情の申出又は協議の申入れをするための方法に関する事項
- ⑧最恵国待遇に関する事項
- ⑨自己又は自己の関連会社と異なる取扱いに関する事項
- ⑩一般利用者からの返品等に関する事項
- ⑪売上金の支払留保に関する事項
- ⑫取引条件によらない取引の実施要請に関する事項
- ⑬取引条件の変更に関する事項
- ⑭提供条件等の開示方法（明確、訳文、参照容易）に関する事項
- ⑮その他の事項

注：情報提供件数は、各窓口において情報の内容に応じてカウントされた件数であり、ポジティブな内容やネガティブな内容等を含む。

透明化法の運用状況：モニタリング・レビュー①

- 経済産業省は、関係者間での課題共有や相互理解を促すとともに、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上につなげていくことを目的として、「デジタルプラットフォームの透明性・公正性に関するモニタリング会合」を開催。
- モニタリング会合は、経済産業大臣による特定デジタルプラットフォーム運営の評価に向けて、関係者や有識者の意見を聴く場の一つである。



透明化法の運用状況：モニタリング・レビュー②

情報源

デジタルプラットフォーム事業者からの報告書

- | | |
|------------------------|------------|
| ① 事業概要（流通総額、利用者数等） | ② 苦情処理の状況、 |
| ③ 法の実施状況（情報開示や体制整備の状況） | ④ 自己評価結果 |

相談窓口に寄せられた利用事業者の声

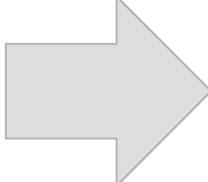
- ・ 利用事業者等から寄せられた具体的な相談内容、ヒアリング情報
- ・ 集約された相談内容等から得られる共通課題やその動向等の分析結果

利用事業者等に対する積極的な調査、技術面も含めた検証

- ・ アンケート調査結果
- ・ 海外動向を含む各種調査研究の結果
- ・ 各種技術的な検証結果（SNSモニタリングなど） 等

その他（デジタルプラットフォーム事業者からのヒアリング等）

デジタルプラットフォーム事業者の運営状況の評価

- 
- ✓ デジタルプラットフォーム事業者による法の実施状況
 - ✓ デジタルプラットフォーム事業者と利用事業者を取り巻く課題と、当該課題の解決に向けた取組状況

※ 経済産業大臣が定める「指針」における“望ましい取組の方向性”も踏まえて評価。

透明化法の運用状況：モニタリング・レビュー③

「デジタルプラットフォームの透明性・公正性に関するモニタリング会合」の進め方

■ 構成員

- 委員
学識経験者（競争法、経済、情報システム等の研究者）、実務家（弁護士、監査の専門家）など
- オブザーバー
デジタルプラットフォームを利用する事業者の関係者、消費者団体、デジタルプラットフォームビジネスの知見を有する者、関係省庁

■ 運営方針

- 原則公開
(第1回会合はYouTubeでリアルタイムに配信)
- 個別の事情に応じて必要と認めるときには、会合の一部または全部を非公開とする場合がある。※その場合でも議事要旨等は公表

■ スケジュール

2021年12月

「モニタリング・レビューの進め方」について議論

2022年1月～5月

各課題等に関する議論

- ✓ さらに調査すべき事項
- ✓ 特定デジタルプラットフォーム提供者に対する質問・確認事項

2022年6月以降

評価に向けた議論の本格化

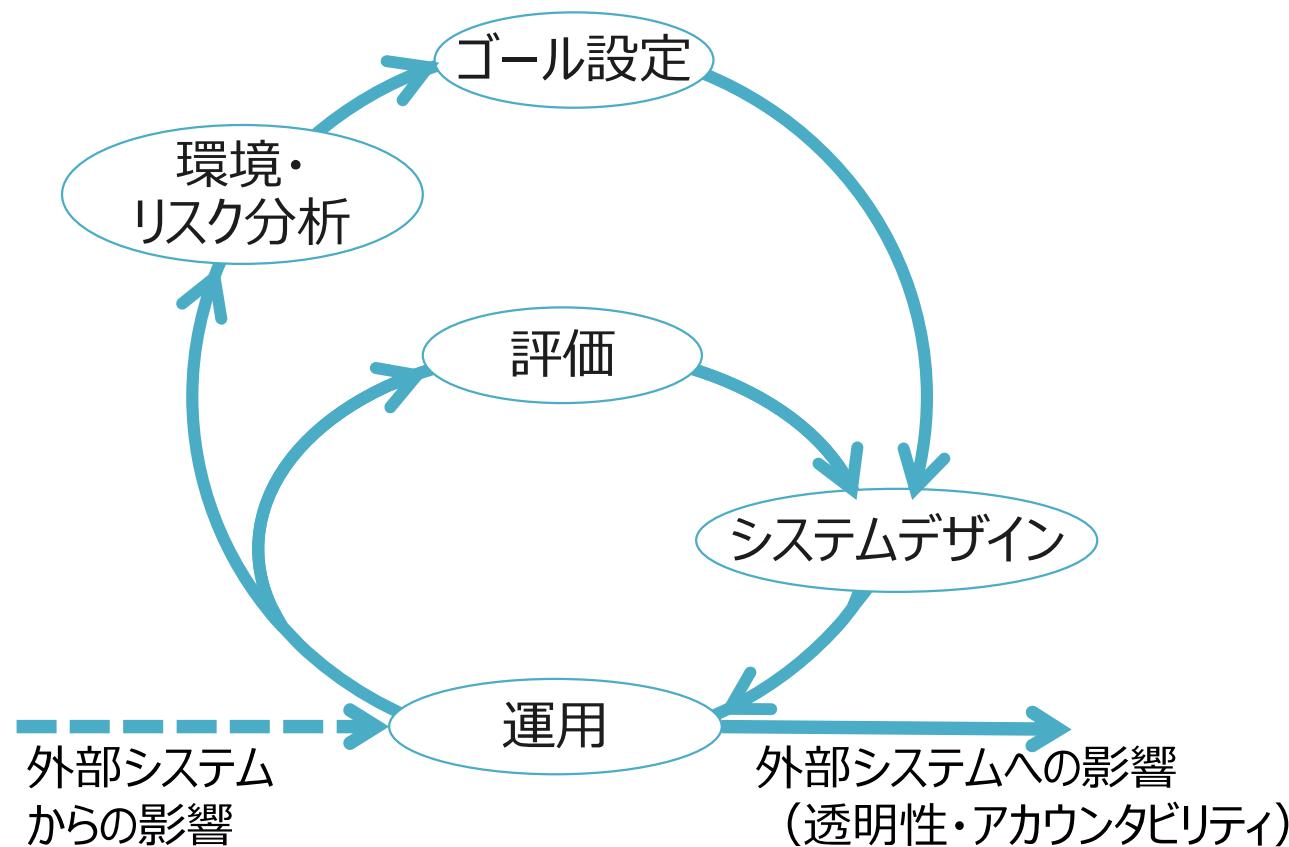
- ✓ 特定デジタルプラットフォーム提供者からのヒアリング等

2022年秋頃目途

とりまとめ

透明化法の今後の運用に向けて

- 初めてのモニタリング・レビューを実施中（“マルチステークホルダーアプローチ”）
- 外部からの意見や評価等も踏まえ、制度や運用の見直しを絶えずしていく（“アジャイル・ガバナンス・サイクル”）



出所：「GOVERNANCE INNOVATION: Society5.0の実現に向けた法とアーキテクチャのリ・デザイン」
（（Society5.0における新たなガバナンスモデル検討会、2020年7月）

世界各国で進むルール整備

- 2020年7月、欧州でP2B規則が施行。
日本の透明化法は、2021年2月施行、2021年4月本格運用開始。

→ デジタルプラットフォーム事業者に対する**義務としては概ね同じ内容**。
他方、日本の透明化法は、以下の点で異なる。

- ① 規制対象を**特定分野の大手デジタルプラットフォームに限定**
- ② 団体訴訟ではなく、**行政によるモニタリングを通じて改善を促す**

- 現在、世界各国では、**不当行為の禁止義務**を設ける法制について議論中（欧州デジタルマーケット法、ドイツ改正競争法、米国議会提出法案など）。
日本の透明化法にはそうした禁止規定は盛り込まれていない。

→ マルチステークホルダーによる「モニタリング・レビュー」を通じて、デジタルプラットフォームの自主的改善を促すという**日本のアプローチの実効性**が問われる。